



## 監督署の窓 「働き方」が変わります!!

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が平成30年6月29日に国会で可決成立し、平成30年7月6日に公布されました。

労働時間法制の見直しにかかる部分は以下のとおりです。

### 1、時間外労働の上限規制が導入されます

**施行：2019年4月1日から ※中小企業は、2020年4月1日から**

- ◎時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- ◎臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）を超えることはできません。  
また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。
- ◎上限規制には下記のとおり適用を猶予・除外する事業・業務があります。

#### 【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b> (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
建設事業	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b> (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、複数月平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
医師	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b> (ただし、具体的な上限時間等については、医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとしています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	<b>改正法施行5年後に、上限規制を適用します。</b>
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 <b>時間外労働の上限規制は適用しません。</b> ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととします。

### 2、「勤務間インターバル」制度の導入を促します

**施行：2019年4月1日から**

- ◎1日の勤務終了後、翌日の出社までに、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。



